

一般社団法人 日本ゴールボール協会公認
審判員制度

1 目的

国内におけるゴールボール競技の普及・発展に寄与する審判員（レフェリー・オフィシャル）の育成ならびにレベルアップを図ることを目的に公認審判員制度を設ける。

また、本協会の主催大会ならびに共催大会において、レフェリー（審判）・オフィシャル（競技補助員）として活動協力することを目的とする。

2 公認審判員の認定要件

- ・レフェリー：正会員
- ・オフィシャル：正会員または賛助会員（満 18 歳以上）

※公認審判員は、大会実行委員会のテクニカルオフィシャル（TO）チームに所属する。

3 資格ならびに条件

区分	認定料	条件・業務	更新条件	
			試合数※	ポイント ※※
オフィシャル	無料	① 本協会主催のオフィシャルクリニックを受講した者。 ② 業務内容：オフィシャル業務（スコア、ゲームタイマー、ゴールジャッジ）	—	—
C 級レフェリー	3,000 円	① オフィシャルの資格を有し、本協会主催大会ならびに共催大会においてオフィシャル（公式ルールの試合に限定）として 18ヶ月以上活動した者。 ② 本協会開催のレフェリークリニックを受講し、認められた者。 ③ 業務内容：レフェリー・オフィシャル	5 試合	5pt
B 級レフェリー	5,000 円	① C 級レフェリーの資格を有し、本協会主催の大会ならびに共催大会においてレフェリー（公式ルールの試合に限定）として 3 年以上活動した者。 ② 本協会開催のレフェリークリニックを受講し、認められた者。 ③ 業務内容：レフェリー、オフィシャル	5 試合	10pt

		④ オフィシャルクリニックを指導し、オフィシャルを認定する。 ⑤ 本協会主催の大会ならびに共催大会の大会実行委員として運営に当たる。		
A 級レフェリー	7000 円	① B 級レフェリーの資格を有し、本協会主催の大会ならびに共催大会にレフェリー（公式ルールの試合に限定）として5年以上活動した者。 ② 本協会の理事会により承認された者。 ③ 業務内容：レフェリー、オフィシャル ④ レフェリークリニックを指導し、レフェリーB 級・C 級を認定する。 ⑤ 年に1回、勉強会（レフェリー向け）を開催する。 ⑥ 本協会主催の大会ならびに共催大会の大会実行委員として運営に当たる。	8 試合	10pt

※テーブルサイドレフェリーおよびファーサイドレフェリー業務のみ

※※ポイント数について

本協会主催大会ならびに共催大会の準備・大会、レフェリークリニック、オフィシャルクリニック、合宿、勉強会に参加した場合、1日＝1Ptとする。

4 登録方法

(1) 登録申請書に必要事項を記入し、審判員制度運営委員会に送付すること。

※登録申請書は本協会のホームページよりダウンロードが可能。

(2) 本協会指定口座に登録費を振込むこと。

5 登録料/更新料/認定料

- ・登録料 3,000 円 ※初年度は登録費のみ。各級共に登録費は同額とする。
- ・更新料 2,000 円 ※2年目以降は更新料のみとし、昇級時は登録料のみとする。
- ・認定料 A 級 7,000 円、B 級 5,000 円、C 級 3,000 円

公認審判員資格認定について

- ・日本ゴールボール協会が定めた公認審判員制度に基づき、資格認定を実施する。
- ・審判員資格の認定を得ようとするレフェリークリニック受講済みの者に対して、活動の成果と審判員としての適性を把握するために筆記試験と実技評価を行う。

6 登録者へ

(1) 登録証を発行する。

※データ形式。

(2) 審判員制度運営委員会より、下記の案内および情報提供を行う。

◆レフェリー向け

- ・主催大会のレフェリー募集共催大会のレフェリー募集
- ・ローカル大会（公式ルール）のレフェリー募集強化合宿のお知らせ
- ・国内レフェリークリニックのお知らせルールに関するお知らせ
- ・国際大会のレフェリー募集
- ・国際レフェリークリニックのお知らせ
- ・IBSA(International Blind Sports Federation)情報のお知らせ

※方法は個人宛に一斉送信

◆オフィシャル向け

- ・主催大会のオフィシャル募集
- ・国内レフェリークリニックのお知らせ
- ・JGBA（一般社団法人日本ゴールボール協会）情報のお知らせ

※方法は個人宛に一斉送信

7 有効期限

(1) 有効期間は1年間とし、毎年度の更新とする。

※年度は、4月1日から翌年3月31日とする。

(2) 当該年度内に更新手続きが無ければ、資格条件の経験年数には加算しない。

(3) 2年以上続けて更新手続きが無ければ、その資格を失効する。

8 資格更新（※毎年）

(1) 登録証に活動実績を記入し、翌年2月末日までに審判員制度運営委員会へ送付すること。

(2) 翌年3月31日までに、本協会指定口座に更新料を振り込むこと。

(3) 更新手続きを済ませた審判員には、4月中に新しい登録証をデータ形式で送付する。

9 振込先

銀行：ゆうちょ銀行

口座名義：一般社団法人日本ゴールボール協会

(イッパンシャダンホウジンニホンゴールボールキョウカイ)

店名：四四八（ヨンヨンハチ）店番：448

口座番号：普通預金 1664942

10 問合せ

審判員制度運営委員会：e-mail：referee.to@jgba.or.jp

附則：本制度は令和4年6月1日から施行する。

本規程は一部改正し、令和5年4月1日から施行する。

本規程は一部改正し、令和6年4月1日から施行する。

本規程は一部改正し、令和6年5月1日から施行する。